

(議事要旨 1) テーマ提言について

(前回までに提案されたテーマ)

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回企業会計基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）から「(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。

(新規テーマの提言)

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

経済同友会他 12 団体、スタートアップ有志 35 社及び企業経営者有志 138 名（以下「テーマ提案者」という。）より新規テーマとして提案された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、テーマ提案者より提案の理由及びその具体的な内容について説明がなされた。続いて事務局より、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取を企業会計基準委員会に依頼し、それらを取りまとめて、次の企業会計基準諮問会議においてより幅広い関係者の意見聴取が必要かどうかを検討することが提案された。

テーマ提案者の説明及び事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 本件については広範な影響がある点や関係者からのニーズがある点などを踏まえ、テーマアップの要件を満たしていると考え。また、2025 年 3 月 28 日開催の規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ（以下「規制改革推進会議 WG」という。）でも問題提起があったことを踏まえ、まずは幅広い関係者に対する意見聴取を企業会計基準委員会で行うことを依頼する事務局の提案に賛成する。
- スタートアップ関係者の意見聴取を企業会計基準委員会に依頼する方針に賛成する。リソースに問題がなければ、スタートアップのみならず幅広い関係者の意見聴取を行っていただきたい。のれんの会計処理は国際的にも議論が尽くされている論点であり、企業会計基準委員会にはこれまで長年にわたり国際的に議論を積み重ねてきたことによる知見がある。企業会計基準委員会であれば、この知見を踏まえて今回のテーマ提案者のニーズと会計基準上の対応について適切な進め方（開発の時間軸や企業会計基準委員会のリソースなどを含む）を検討することが可能であると考え。一方で、企業会計基準委員会への意見聴取の依頼は、企業会計基準等の開発に係る適正手続等により定められた手続ではないため、デュープロセスに関する説明責任の観点から、企業会計基準委員会に依頼することの妥当性、合理性及び意義について、例えば、企業会計基準諮問会議で

説明し議事録に残すなどの方法により事務局の分析及び提案を補足することが関係者の納得に繋がると考える。

事務局の分析に含まれるのれん償却前利益の表示の開発については、我が国の多くの関係者がこれまで主張してきた考え方を踏まえた案であり、必須の開示とすると国際的な会計基準との整合性が図られると理解している。このため、当該表示がのれんの会計処理に関する課題に対する 1 つの解決策になるかどうかについてスタートアップ関係者のみならず幅広い関係者に意見聴取を行っていただきたい。

日本基準から IFRS 会計基準への移行に関する移行コスト及び監査コストについて、仮に日本基準でのれんの非償却が導入された場合に関連する減損テスト及び開示の取扱いも含めた全体のコストと比較して IFRS 会計基準への移行コストが依然として高いかどうかについて疑問に感じているところもある。このため、監査人がコストをどのように捉えているかについて意見聴取すると、議論の整理に資すると考える。

- 2025 年 3 月 28 日開催の規制改革推進会議 WG において、座長により「企業会計基準委員会における検討が迅速かつ適切に進められない場合には、我が国の企業会計基準が公正妥当な手続によるものとする観点から、我が国の会計基準の作成主体の在り方を含め、検討が必要になる可能性がある」と述べられていた。この発言は、財務会計基準機構及び企業会計基準委員会の設立の経緯、目的及び民間主導による独立した基準設定制度の根幹に対する理解を欠く発言であり、基準設定主体の独立性を脅かすものとして、多くの関係者が強い懸念を抱いていると考える。会計基準の設定は政治的、行政的な意向から独立した専門的かつ公正なプロセスによって行われるべきものであり、政府が主催する会議の座長によるこのような発言は、制度の信頼性を損なう可能性があるとの懸念している。こうした状況を踏まえ、財務会計基準機構において企業会計基準委員会が民間主導による独立した基準設定であること及びその基準開発プロセスが公正かつ透明であることについて、改めて対外的に明確かつ丁寧に説明することが望ましいと考える。
- 事務局の提案に沿って進めることに賛成する。これまで日本の会計基準を国際的に整合性のあるものとする観点で議論してきたことも踏まえ、テーマ提案者による提案を契機として議論が幅広く深く進めば良いと考える。ただし、スピード感については議論が必要であり、スタートアップ関係者のみではなく利用者及び大企業の作成者を含めて議論していただきたい。また、無形資産についても非常に問題意識を持っている。例えば、海外企業を通じて事業を買収した場合に日本基準と現地の会計基準では無形資産の範囲が異なることがある。提案を契機として無形資産の取扱いについても幅広く議論していただきたい。また、のれんの償却費の計上区分に関しては、のれんの償却費を重要業績評価指標（KPI）から除外して評価しているケースもあるため、経営者が定義する業績指標（MPM）等も含めて幅広く議論を行うことが良いと考える。

- のれんの問題は長い間国際的にも議論されてきており、意見の統一が難しいテーマと認識している。これまで企業会計基準委員会を含む日本の関係団体においては償却の優位性を主張してきたと認識しており、その優位性を否定するものではない。一方、IFRS 会計基準及び米国会計基準のいずれも非償却を継続するという事で議論が終わったという事実は重いと感じている。このような状況の中で、国際的な整合性の確保の観点から非償却とすることの是非について改めて検討する時期であると考えている。事務局からの提案では、まずはスタートアップ関係者の意見聴取を行うこととされているが、スタートアップ関係者のみならず作成者、利用者、監査人など幅広い関係者の意見を聴取すべきと考える。

この点、のれんの減耗性に関する議論や取得時ののれんと自己創設のれんの峻別といった論点があることは理解している。しかし、テーマ提案者から指摘されている価値の再評価については、取得された事業の価値向上を中長期的に図る事業経営の観点から理解できる。また、スタートアップ企業の成長を阻害しているというテーマ提案者の指摘に関しては、スタートアップすることにインセンティブを与え、その事業を日本産業界全体でさらに大きくしていくこと、及びこれにより成長に向けた資本の回転を促していくことが我が国において求められていると考えられるため、この点も含めて検討してはどうかと考える。

- 事務局の提案に賛成する。スピーディーかつ透明性をもって本件を進めていただきたい。一方で、検討にあたっては、のれんの償却・非償却のみならず、減損テストの手法やバリュエーションの方法等について、作成者及び監査人に幅広く意見聴取を行っていただきたい。また、企業結合の取得価額の配分（PPA）における無形資産の取扱いについて日本基準が中途半端な状況にあると考えるため、この取扱いを含め幅広い議論をしていただき、関係者が納得する結論に至るよう進めていただきたい。
- 本件は非常に重要なテーマであり、無形資産全般、またスタートアップ企業だけではなく全事業者に影響するテーマであると考えている。これまでも相当長い時間をかけて論議を行ってきたテーマであるが、今後も慎重な検討が必要であると認識している。事務局提案の進め方によると、意見聴取を行った上で、今後、テーマ提言を行うかどうかを検討することになると理解している。リソースに制限がある中でスタートアップ関係者に意見聴取を行うことが提案されているが、監査人、アナリスト、金融機関などを含む幅広い関係者に意見聴取を行っていただきたい。
- 事務局の提案に同意する。ただし、時間的な制約があるかもしれないが、スタートアップ関係者以外の関係者にも幅広く意見聴取を行っていただきたい。また、のれんの償却・非償却の論点のみならず、減損テストや無形資産の認識等を含め、会計基準としての改善が見込まれるかどうかの検討をお願いしたい。その際に、減損テストや無形資産の認識を含めたパッケージとしての選択に関する議論をお願いしたい。また、M&A の活性化に関するテーマ提案者からの指摘については、従来から指摘されているのれんの積み上が

りの問題やのれんの費用に関するいわゆる「too little, too late」の問題も踏まえて検討していただきたい。のれんの償却費の表示に関しては、IFRS 会計基準が採用している MPM の注記も対応の可能性としてあると考えている。

- 本件は、会計基準が市場で受け入れられ定着するためにどのようにすべきかの議論の 1 つと考える。そのためには、作成者、利用者及び監査人と幅広く市場関係者の意見聴取を行い集約するプロセスが欠かせないと考えている。

また、本件は、利益の概念や利益の測定の基本思考に係る問題であると理解している。ビジネスモデルが大きく変化したとしても基本的に利益は投下した資金を回収した余剰である点是不会変わらないと考えられる。このため、投下した資金すなわち投資の原価を配分して費用を認識し、その費用を実現した収益に対応させて投資の成果である利益を測るものと理解している。ただし、原価の配分の過程において配分期間及び配分パターンの決定には恣意性が介入するという指摘があるため、規則的な償却を減損処理により補完して対処することが、これまでの会計基準の基本的な思考であると考えている。

今回、規則的な償却を廃止して減損処理のみに置き換える考え方背景には、原価の配分を基礎にするモデルから価値の評価を基礎にするモデルへの移行があるのではないかと考える。この点、価値の評価には将来の成果を予測する側面があり、主観的にならざるを得ない。従来からの思考の変化に伴って、会計数値あるいは会計基準の信頼性、市場からの信頼をどのように担保するのかといった点がさらに重要になるため非常に慎重な議論が必要であると考えている。

また、あわせて、のれんの認識の範囲も論点になると理解している。IFRS 会計基準では、全部のれんを認識する方法が選択できるとされており、その背景にも価値の評価を重視する思考があると理解している。このような基本的な思考の移行も踏まえて、従来の利益測定が果たしてきた役割と課題に今後どのように対処するのか議論する必要がある、検討には時間を要するものと考えている。

- 事務局の提案に賛成する。のれんの非償却についてあわせて検討すべき論点や会計基準として改善に資するかという視点を踏まえて、企業会計基準委員会において幅広く意見聴取を行っていただきたい。
- 事務局の提案に賛成する。本件は非常に難しい問題であると認識しているが、可能な範囲でテーマ提案書に記載されたスケジュールに配慮して検討を進めていくことが考えられる。
- 事務局の提案に賛成する。可能であれば、幅広い関係者に対して意見聴取を行うことも視野に入れていただきたい。のれんの償却は、過去に我が国において議論された上で会計基準として採用されている。一方で、のれんの非償却も IFRS 会計基準で認められている会計処理であり、理論的にはどちらもあり得るものと考えている。現行の会計基準が

開発された当時から環境も変わっているため、改めて検討することは良いと考える。その場合、のれんの非償却についてはあわせて検討すべき論点及び非償却に変更することによる負荷、表示についてはのれん償却前利益の表示の工夫についても検討していくことが重要であると考え。また、仮にのれんの償却の会計処理を変更する場合であっても、結果的に都合の良いところを切り取る取扱いとなることにより国際的な信頼を失うことがないような対応を行うことが重要だと考える。

- 事務局の提案に賛成する。広く意見聴取を行う目的は、会計基準として改善するかどうかについて意見を聞くことであると考えており、この観点で意見聴取を行うのであれば、テーマ提言の判断に繋がると理解している。
- 会計基準が社会的変化に応じて改善されていくことは必要であると考え。一方、のれんについては約 2 年前にも国際的な動きを受けて企業会計審議会会計部会で議論が行われた経緯があり、議論再開のタイミングについては慎重な検討が必要であると考え。近年、クロスボーダーの M&A が活発化している状況にある中で、2025 年 6 月時点で IFRS を任意適用している上場企業約 300 社に対して日本基準を採用している上場企業が 3,000 社以上ある。こうした状況を踏まえると、現状分析と有用な議論を行うとともに議論のスピード感を意識して、意見聴取をスタートアップ関係者のみに限定するのではなく、中堅・大企業で特に M&A を活発に行っている企業、IFRS 任意適用企業及び IFRS 以外の会計基準を採用している企業を含めた幅広い関係者に意見聴取を行うことが望ましいと考える。
- のれんの償却は日本基準で採用されており、また、のれんの非償却は IFRS 会計基準で採用されているため、いずれの会計処理も合理性があると考え。しかしながら、テーマ提案者から個人投資家が公表された営業利益に基づき投資判断が行われることが多いとの指摘があることを踏まえると、日本基準の中でのれんの償却と非償却を選択性にするものの是非については慎重な議論が必要と考える。テーマ提案者はのれんの非償却について 2027 年度までに措置をすることを要望しているが、事務局は相応の時間がかかると分析している。のれんの非償却に関連して減損テスト及び開示並びに無形資産を含む検討を 2027 年度の初めまでに行うことは相当難易度が高いと考える。多くの関係者が問題意識を持っている論点であるため、検討の進捗が一般の方にも理解できるよう、検討のスケジュールを公表することを検討いただきたい。

また、テーマ提案者は、のれんの償却費を営業外費用又は特別損失に計上することを提案しているが、国際的には 2027 年から IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）が適用されるため、IFRS 任意適用企業は損益計算書において営業・投資・財務等の区分及び営業利益の表示の準備を進めている。そのような状況において、我が国が営業外損益や特別損益を重視するなど国際的な動向とは異なる方向に進むことが適切であるのか疑問があるため慎重に議論いただきたい。一方、IFRS 第 18 号の MPM の考え方を検討することに意義はあると考える。

- 日本経済の活性化に向けてスタートアップの成長促進を促すことが重要な課題であり、そのための諸施策を迅速に進めることが日本全体として必要であることについて、個人的に賛同する。しかしながら、企業会計基準委員会の役割は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の開発であり、企業会計基準諮問会議の役割は、企業会計基準委員会の審議テーマに関して審議をすることである。したがって、特定の政策や特定のセクターのためではなく、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準としての観点から、基準の開発及び改善の必要性を審議しなければならないと認識している。

上記の委員から聞かれた意見に関して、テーマ提案者から次の意見が聞かれた。

- のれんの償却・非償却の議論は神学論争となっている面もあるため、意見聴取の対象については公平に選定いただきたい。また、財務諸表作成者に意見聴取を行う際は、経営者を対象とするか実務の担当者を対象とするかで意見が全く異なることがあると考えるため、経済という観点で経営者に十分な意見聴取を行っていただくようお願いしたい。スタートアップ関係者に関しては今回のテーマ提案の際に既に約 500 名のスタートアップ関係者を含む、約 1,000 名の方にご意見、ご賛同、ご署名をいただいている状況であるため、それらも活用いただいた上で幅広い意見聴取を行っていただきたい。

MPM と営業利益の開示に関してこれまでかなり議論してきているが、営業利益とともに MPM を表示しても営業利益の方が注目されている状況である。表示の工夫で解決することはかなり難しいと考えたため、今回、のれんの非償却の導入及びのれん償却費の計上区分の変更をテーマ提案させていただいている。

価値の評価が難しいというご指摘はそのとおりであるが、IFRS 会計基準及び米国会計基準を適用する企業及び監査人は判断を行ってきていると考えている。日本基準においても経験の積み上げは必要と考えるが、企業や監査人が対応することは可能と考えており、この点も考慮の上ご検討いただきたい。

- 2022 年 11 月にスタートアップ育成 5 ヶ年計画が公表され、政府及び経済界を広範に巻き込み 2027 年までという目線で力を合わせているところである。独立性及び専門性の高い議論はぜひ重視していただきたい一方で、議論のスピードに関しては社会経済の大きな動きにしっかりと足並みを揃えていただきたいと考えている。情報収集については既に広範にヒアリングを実施しており公開資料等もあるためご協力させていただく形で、独立性を担保した上で、進めていただきたい。

制度の変更に関しては、経営学で「経路依存性の罠」がよく議論となる。今回は非常に広範な分野の議論となるため立場によって賛成と反対に分かれると考えられるが、これまで長年積み重ねてきたものを変更することは非常に難しく、過去の議論の延長線上で「変えない」という力学が強く働くことがある。それでも変更すべき点についてはリーダーシップを発揮して踏み越えていくことが重要になると考えている。

学術研究者も公正中立に専門性を持って多くの知見を積み重ねている。様々な利害関係がある中で判断することになると考えられるため、そうした知見も活用できるように協力して進めていきたいと考えている。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議において聞かれた意見を踏まえ、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取を企業会計基準委員会に依頼することとされた。

排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて

経済産業省より新規テーマとして提案された「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」について、提案者である経済産業省より排出量取引制度の概要、提案の理由及びその具体的な内容について説明がなされた。続いて事務局より、検討の開始時期及び検討を行う順序については企業会計基準委員会に委ねた上で、企業会計基準委員会の新規テーマとして提言する事務局の分析及び提案について説明がなされた。

テーマ提案者の説明及び事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 事務局の提案に賛成する。排出量取引制度は、2026 年度から法的義務を伴うコンプライアンス型の制度として開始されることとなっており、政府から企業に割り当てられた排出枠が金銭的価値を持つことになるため、現在、政省令及びガイドラインの詳細が慎重に議論されていると理解している。また、制度の安定的な運用のために多方面への配慮が必要な中、重要な論点の 1 つが会計処理の明確化であると理解している。時間的な制約はあるものの、特に制度対象者にとっての予見可能性の観点から、制度導入時又は 2026 年 12 月頃までに会計処理が明確になることが非常に重要であると考えます。さらに、会計処理の多様化を防ぐためにも、事務局の提案どおり検討できる部分から進めることに賛同する。
- 事務局の提案に賛成する。似て非なるものではあるがバーチャル PPA の会計処理の検討が企業会計基準委員会で進められている。同じくサステナビリティに関連する制度として、排出量取引制度は 2026 年 4 月から開始されるため、スピード感を持って検討を進めていただきたい。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議において聞かれた意見を踏まえ、「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」について、事務局の提案のとおり企業会計基準委員会の新規テーマとして提言する旨の発言がなされた。

連結財務諸表における取扱い

学識経験者より新規テーマとして提案された「連結財務諸表における取扱い」について、

事務局より、提案の理由、その具体的な内容及び企業会計基準委員会に提言しないことを提案するという事務局の分析について、説明がなされた。

事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 新規テーマとして提案された論点は、いずれもニーズは高くないと認識している。一方、テーマ受付票には設例を含む具体的な修正が提示されており、企業会計基準委員会における審議に必要なリソースが相応に抑えられる可能性があると考ええる。また、本テーマを企業会計基準委員会に提言しない場合、「過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として取り扱われることになるかと理解している。仮に、本件が実質的な誤り又は修正漏れであった場合、特に 2 つ目の提案については不明瞭な包括利益が計上される点も踏まえると、これを是正する機会が失われる結果となる点に懸念がある。したがって、本テーマについては、企業会計基準委員会に提言し、審議のタイミングについては企業会計基準委員会の判断に委ねることが適切ではないかとも考える。については、事務局において、備忘的な位置付けとしてテーマ提言する可能性も含めて検討し、再度提案いただきたい。
- 審議の継続を支持する。現行の日本基準における連結会計の考え方が経済的単一体説であるかどうかは難しい解釈であるが、2013 年の改正は資本取引に関して国際的な会計基準に整合させる方向であったとも考えられるため、提案者の指摘のように修正に近い論点の可能性もあると考ええる。
- 審議の継続を支持する。テーマアップの要件の検討とともに会計基準として改善の可能性があるかが最も重要な観点であると考ええる。ニーズや緊急性が乏しくテーマ提言に至らなかったことにより、会計基準として改善の可能性がある部分についてその機会が失われるのではないかと考える。将来の検討の候補として残すような対応があっても良いと考える。

審議の結果、議長より、事務局において追加の検討を行った上で次回以降の企業会計基準諮問会議に諮ることとされた。

以 上